

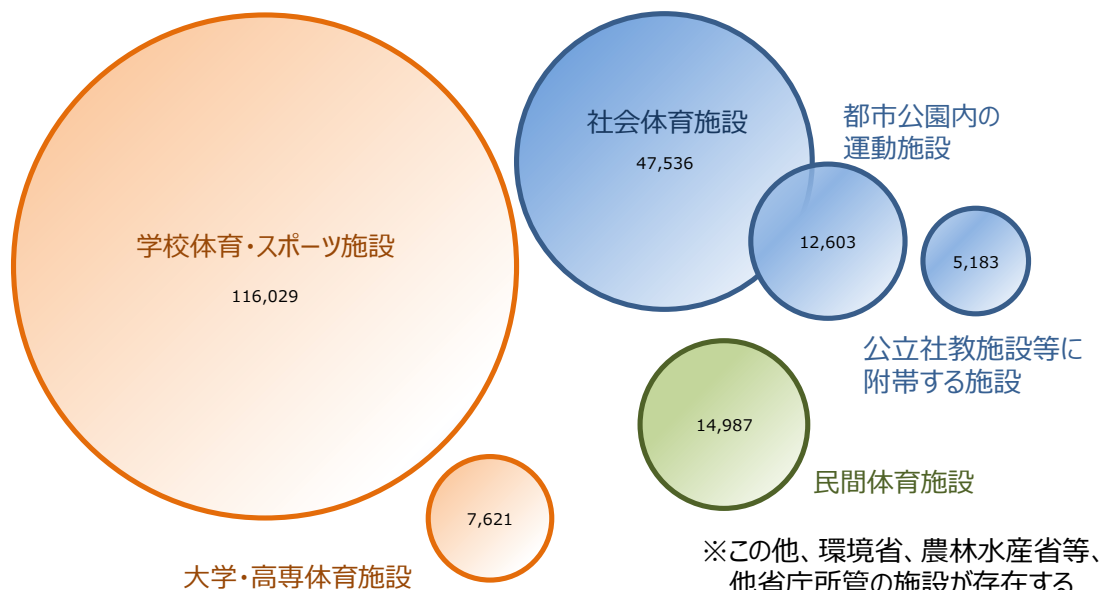
スポーツ振興施策の企画・立案に必要なスポーツ施設の設置状況等を把握するために、政府統計「体育・スポーツ施設現況調査」を実施する。

【背景と課題】

スポーツ庁発足に伴い、従来の文部科学省が所管する学校や社会体育施設だけでなく、所管が多様なスポーツ施設を総合的に把握する必要性が生じている。→「国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握する（後略）」（スポーツ基本計画）

□ 平成30年度調査の内容

- 調査対象：学校体育・スポーツ施設、大学・高専体育施設及び公立社会教育施設等に附帯するスポーツ施設に加え、社会体育施設、民間体育施設についても、社会教育調査を活用することにより、把握。
- 調査項目：設置者、施設種別毎の設置状況、学校体育施設の開放状況、バリアフリー設備等の状況 など
- 他の統計調査の活用等により他省庁所管のスポーツ施設についても把握
- 調査結果について、有識者委員会の開催等により、検討・分析を実施



スポーツ施設の賦存状況（H27）

単位：箇所

あらゆるスポーツ施設の設置状況や利用実態等をスポーツ庁において一元的に把握し、今後のスポーツ施設に関する施策推進の基礎資料として活用する。

調査計画書

1 調査の名称

体育・スポーツ施設現況調査

2 調査の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 全国

(2) 属性的範囲 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公私立小学校、公私立中学校、公私立高等学校、公私立中等教育学校、公私立特別支援学校、公私立専修学校、公私立各種学校、国公立大学、国公立短期大学及び国公立高等専門学校、国立大学法人附属学校

4 報告を求める者

(1) 数

- 市区町村教育委員会 1, 741
- 都道府県教育委員会 47
- 大学 780
- 短期大学 337
- 高等専門学校 57
- 国立大学法人附属学校 207

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

※市区町村教育委員会については、都道府県教育委員会を經由して実施する調査であるため、特定の母集団名簿は利用していない。

※大学（短期大学）・高等専門学校、国立大学法人附属学校については、文部科学省が保有する名簿を使用する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

① 学校体育・スポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

② 公立学校体育施設開放状況調査票（１）

都道府県教育委員会・市区町村教育委員会の開放事業の概要（条例・規則の有無、予算処置の有無、予算額、使用料金、運営組織の有無・運営組織が行う独自事業、開放事業運営上の主な課題）

③ 公立学校体育施設開放状況調査票（２）

都道府県立高等学校・中等教育学校体育施設の開放状況（施設保有数、施設開放数、開放の対象、開放の形態・頻度、開放時間帯、開放業務の運営形態、開放運営組織が行う独自事業、管理指導員の配置状況、管理指導員の謝金、開放のための措置、開放施設の使用料）

④ 公立社会体育施設に付帯するスポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数
体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、指導者を配置している施設数
指導者の人数（兼任、専任）、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数
夜間開放施設数、指定管理者制度導入施設数
外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数
エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数
障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

⑤ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）

⑥ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校）

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数
体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、夜間照明設置施設数
開放施設数〔⑤のみ〕、年間開放日数（調査実施前年実績）〔⑤のみ〕
外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数
エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数
障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

（２）基準となる期日又は期間

- ① 学校体育・スポーツ施設調査票、④ 公立社会体育施設に付帯するスポーツ施設調査票、
⑤ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）、
⑥ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属）
調査実施年の１０月１日現在

- ② 公立学校体育施設開放状況調査票（１）、③ 公立学校体育施設開放状況調査票（２）
調査実施前年の実績

６ 報告を求めるときに用いる方法

- ① 学校体育・スポーツ施設調査票、② 公立学校体育施設開放状況調査票（１）、④ 公立社会体育施設に付帯するスポーツ施設調査票

（１）調査組織

文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県教育委員会 — 市区町村教育委員会

- (2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
※ 文部科学省から民間事業者を経由して都道府県教育委員会へ調査票を電子メールで送信する。都道府県教育委員会は市区町村教育委員会へ配布。

③ 公立学校体育施設開放状況調査票 (2)

- (1) 調査組織
文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県教育委員会
- (2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
※ 文部科学省から民間事業者を経由して都道府県教育委員会へ調査票を電子メールで送信する。

⑤ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票 (1)

- (1) 調査組織
文部科学省 — 民間事業者 — 国公立大学、短期大学及び高等専門学校
- (2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
※ 文部科学省から民間事業者を経由して国公立大学、短期大学及び高等専門学校へ調査票を電子メールで送信する。

⑥ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票 (2) (国立大学法人附属学校)

- (1) 調査組織
文部科学省 — 民間事業者 — 国立大学法人
- (2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
※ 文部科学省から民間事業者を経由して国立大学法人へ調査票を電子メールで送信する。

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期 1回限り
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
調査票の提出期限：調査実施年の12月下旬
調査実施期間：調査実施年の10月中旬から12月下旬

8 集計事項

「(別添) 体育・スポーツ施設現況調査集計事項一覧」のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法：「体育・スポーツ施設現況調査」としてスポーツ庁のホームページ及びe-Statで公表するほか、「我が国の体育・スポーツ施設」として刊行物により公表する。
- (2) 公表の期日：調査実施翌年の9月頃に概要を公表し、調査実施翌々年4月頃に確定値を公表する。

10 使用する統計基準

本調査が対象とする体育・スポーツ施設は、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を適用する余地を生じないことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
記入済み調査票：5年間保存

調査票内容の記録媒体：無期限保存

(2) 保存責任者

スポーツ庁参事官（地域振興担当）